

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十八条第一項の規定によって、東広島市所在の吉原池地区県営土地改良事業（ため池等整備事業）変更計画を定めたので、この土地改良事業計画書の写しを次により縦覧に供する。

なお、この変更計画について不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、広島県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この変更計画が定められたことを知った日（広島県知事に対して審査請求をした場合は、当該審査請求に対する広島県知事の裁決があつたことを知った日）の翌日から起算して六か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所にこの変更計画の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において広島県を代表する者は、広島県知事となる。）。

平成三十年十二月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 縦覧期間

平成三十年十二月十七日から平成三十一年一月七日まで

二 縦覧場所

東広島市役所